

「加須市個人情報の保護に関する法律施行条例」
の制定について（報告）

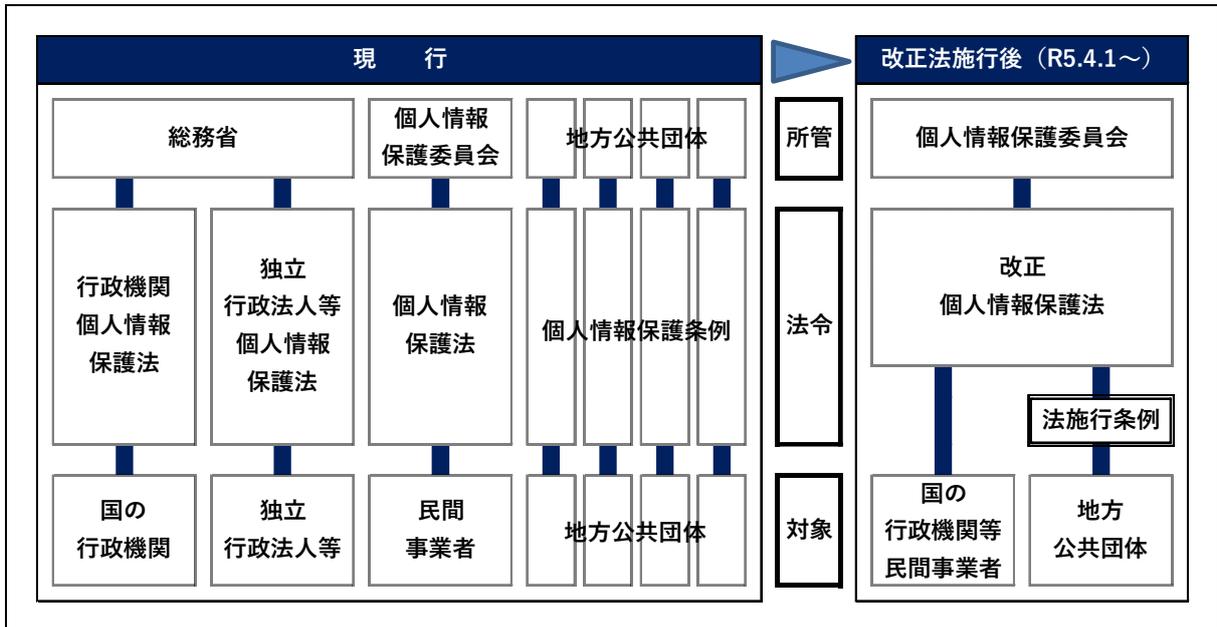
令和 5 年 3 月 3 日
加須市総務部総務課

1 背景

- 合併前の1市3町では、それぞれ個人情報保護条例を制定し、合併後の本市においても平成22年3月23日に「加須市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）」が施行され、今日まで各実施機関において個人情報の適正な管理等に努めてきたところである。
- 他方で、国においては、社会全体がデジタル化する中で「個人情報保護」と「データ流通」の両立を図り、また、個人情報保護に関する国際的な制度調和を図ることで、日本の成長戦略と整合させるべく、いわゆる「デジタル改革関連法案」において「個人情報の保護に関する法律」が大幅に改正され、令和3年5月19日に公布された。
- 改正後の「個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）」の概要は次のとおり。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の行政機関、独立行政法人、民間事業者を規律する3本の法律を1本の法律に統合 ・ 地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律で全国共通ルールを規定 ・ その上で、法律の範囲内で、必要最低限の独自の保護措置を許容 ・ 全体の所管を個人情報保護委員会に一元化 ・ 令和5年4月1日から全面施行
--

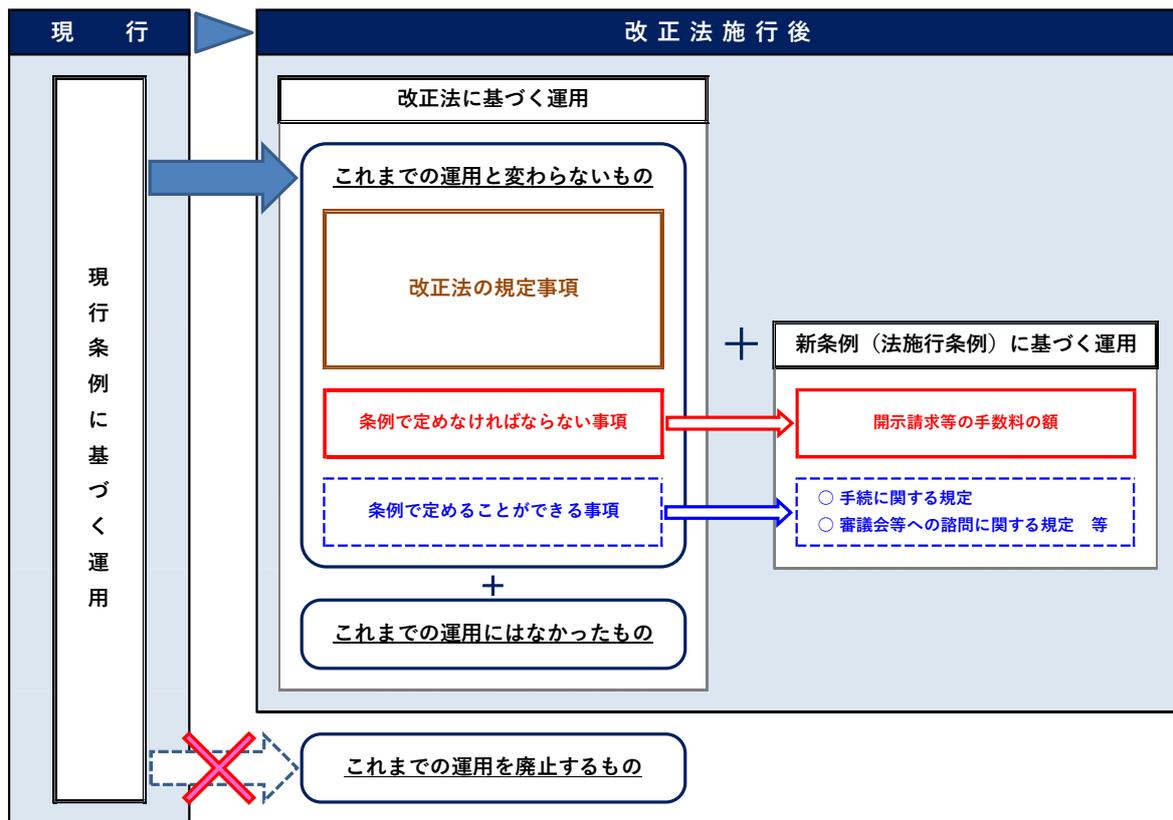
<参考>個人情報保護制度見直しの全体像



- 改正法の施行後は、全国統一的に個人情報保護制度が運用されることとなり、現行条例は不要となるが、一部の事項については条例で定めなければならないものと、地方の実情に応じて条例で定めることができるとされているものがあるため、この点について、本市においてどのように条例に定めるか、あるいは定めないかを検討する必要がある。



<参考>個人情報保護制度の運用の見直しイメージ



2 制定までの経緯

- 令和3年 5月19日 改正法公布（令和3年法律第37号）
- 令和4年 8月12日 運営審議会へ諮問（条例の制定について）
- 令和4年 9月21日 運営審議会から答申「適当と認める」
- 〃 さいたま地方検察庁へ資料送付（罰則を定める条例の制定改廃）
- 令和4年11月 4日 さいたま地方検察庁から回答「指摘なし」
- 令和4年11月25日 市議会に「加須市個人情報の保護に関する法律施行条例案」提案
- 令和4年12月12日 市議会において原案可決
- 令和4年12月15日 条例公布（令和4年加須市条例第30号）
- (○令和5年 4月 1日) 条例施行

3 加須市個人情報の保護に関する法律施行条例

加須市個人情報の保護に関する法律施行条例

(令和4年12月15日加須市条例第30号)

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人情報ファイルの保有に関する届出)

第3条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、市長に対し、規則で定める事項を届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、規則で定める個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項に規定する事項を届け出た個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが規則で定める個人情報ファイルに該当するに至ったときは、遅滞なく、市長に対してその旨を届け出なければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の開示を写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該電磁的記録を複製したもの又は出力したものの交付を含む。）により受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人

情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(訂正決定等の期限)

第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第8条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、別に定める加須市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の改正（他の法令の制定、改正又は廃止に伴い当然必要とする改正を除く。）又は廃止をしようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年度各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。 ～以下（略）～

4 加須市情報公開・個人情報保護運営審議会の見直し

(1) 見直しに当たっての協議内容

加須市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下審議会）という。）を存続するか、加須市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に統合するか。

<背景>

- 従来の審議会による審議案件のほとんどは、個人情報の保護を適正に行うため、個人情報保護条例に基づき、審議会の意見を聴くことが必要であったものである。
- 改正法の施行後は、個別の案件について審議会の意見を聴くことを実施の要件とする旨を条例に定めてはならないとされているため、これまで審議会が担任してきた事務の多くが廃止され、審議会の事務量が大幅に減少することが見込まれる。
- ➡ そのため、審議会を単独の機関として引き続き存続させるか否かを含め、本市の個人情報保護制度における諮問機関を今後どのように構成すべきか、その在り方を検討

(2) 結論

		審議会を廃止し、審査会に統合する。			
		審議会		審査会	
見直し 内容		現行	見直し後	現行	見直し後
	審査請求に関する事項	-	-	●	●
	従来の諮問事項	●	×	-	-
	特に諮問が必要な事項	●	×	-	●
	報告事項	●	×	-	×(※)

(※) 審議会への報告事務は廃止し、HP での公表に替える

(3) 理由

- 担当事務量が少なく、単独の機関として存続する実益が乏しいため。
(仮に報告事務を継続した場合でも、報告を受けるためだけに会議に参加することは、委員の負担に対して、会議実施の効果が少ない。)
- 審査会の委員は、弁護士を中心に構成されており、個人情報の保護に関し必要な知識・見識を十分に有していることから、特に諮問することが必要となった場合においても、従来の審議会と同様、市の諮問に対し、適切に対応していただくことができる。
- 報告事務については、法定事項ではなく、市の裁量の範囲で実施しているところであり、審議会又は審査会への報告に替えて、市のホームページでの公表を行うことで、制度の運用においては引き続き透明性を確保することができる。

(4) 審議会での協議結果

審議会を廃止し、審査会の統合することについて ➡ 総員賛成

(参考) 個人情報保護制度に係る規律の体系

- 本市における個人情報保護制度に係る規律の構成について、「現行」と「改正法施行後」を比較すると次の体系表のとおりとなる（政令・省令、市規則の記載は省略）。

